

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和5年2月28日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	西田 尚美
同	大野 義信

記

1 措置の内容の通知

令和2年度定期監査（財政部）の結果に対する措置

令和5年2月20日付け 八財活第288号

令和2年度定期監査（環境部）の結果に対する措置

令和5年2月20日付け 八環保第2220号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和2年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の内容
 財産活用課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R3.6.28 までの取組等の内容	
<p>1 市有資産の売却に係る仕組みの構築について</p> <p>八尾市財務規則において、財政部長は公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分の適正を期するために必要な調整を行わなければならないとされている。売却することが決定された公有財産の処分については、経済性、効率性の観点からも処分が完了するまでの期間をできるだけ短縮させる必要があることから、蓄積した専門的なノウハウを生かし効率的に公有財産の処分が完了できるよう所管課との役割を検討し、整理すること。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	2. 措置予定
		<p>売却することが決定された公有財産の処分について、関係課を含めた役割及び手順を令和5年3月末までに整理する予定です。</p>		<p>売却することが決定された公有財産の処分について売却手続き時における手順及び関係課が担う役割を令和4年3月末までに整理する予定です。</p>